

- ・全国ワースト 2 !!
- ・「緑の回廊」について

風 新の ツ

第十章

まほろば主人
宮下周平

銀山の峰々よ、今のままに、そのままに。

一、日本自然保護協会 からの報告

我が会に、「公益財団法人日本自然保護協会」（理事長…亀山章、以下「NACS-J」）保護部の若松伸彦氏から電話報告があった。

「全国 267カ所の陸上風力発電所計画の中で、【古平・仁木・余市ウインドファーム事業】計画が、ワースト2に指定されました！」。

その報告を受けた時、そのショックと共に、不謹慎だが、それに反する喜びも湧き起こった。それは、これで計画が中止になるかもしれない、関電は諦めるかもしれない、という絶望からの希望でもあった。

2018年以降、公表された267件の「環境影響評価（アセスメント）」の書類を対象に、保安林や国立公園との重なり、希少鳥類の生息域の有無など、14項目で調査分析した結果なのだ。

そして、4月6日公表の翌日、Primes、共同通信などに配信された記事が、主に地方紙を中心に掲載された。



【写真左】風況調査などが実施された美浜新庄ウィンドファーム発電事業の予定地＝福井県美浜町（登山ガイドの峯村温氏提供）【同右】絶滅危惧種のイヌワシ（日本自然保護協会提供）



2018年以降に公表された267件の環境影響評価（アセスメント）の書類を対象に、保安林や国立公園との重なり、希少鳥類の生息域の有無など14項目で分析した。すると、7割以上の予定地に保安林が含まれ

大型風力計画地

2割がイヌワシ生息域

自然保護協会 悪影響を懸念

全国の大規模陸上風力発電所計画の2割は、国内に約500羽しかいないイヌワシの生息域と建設予定地が重なり、生息に悪影響が懸念されるとの報告書を日本自然保護協会が6日、公表した。地球温暖化対策として大型風力発電所の計画が急増しており、報告書は「真に持続可能な再生可能エネルギー推進のため、生物多様性に重要な地域を避けるべき」とした。特に影響が大きい計画は中止を求めた。

報告書はさらに、強い環境影響が懸念される10件を抽出した。このうちグリーンパワーインベストメント（GPI）の美浜新庄ウィンドファーム発電事業（福井県）の予定地は、ブナの巨木が点在し「極めて自然度が高い」と指摘した。自然保護協会は、事前の風況調査で樹齢250年超のブナが伐採された可能性が高いとみており、計画中止を求めた。関西電力の古平・仁木・余市ウィンドファーム事

業（北海道）は予定地にイヌワシの生息が確認され、ほぼ全域が保安林のため建設をやめるべきとした。取材に対しGPIは「意見を厳密に受け止め、自然環境への影響低減に向けて検討していく」と、関電は「環境保全に十分配慮している」と評価していた。ただ、事業計画を検討するとして、評価した267件のうち44件はアセスメント手続きが完了し、12件は既に工事が終了。約40件は環境相から中止を含む抜本的な見直しを求める意見が出ている。

4月7日付け東奥日報より

自然保護と生物多様性保全を目的に、1951年に創立された日本で最も歴史のある自然保護団体のひとつ。ダム計画が進められていた尾瀬の自然保護を皮切りに、屋久島や小笠原、白神山地などでも活動을 続けて世界自然遺産登録への礎を築き、今でも日本全国で壊れそうな自然を守るための様々な活動を行っています。「自然のちからで、明日をひらく。」という活動メッセージを掲げ、人と自然がともに生き、赤ちゃんから高齢者までが美しく豊かな自然に囲まれ、笑顔で生活できる社会を目指して活動している NGO です。山から海まで、日本全国で自然を調べ、守り、活かす活動を続けています。http://www.nacsj.or.jp/



植生自然度 9 面積割合 (%)	植生自然度 10 面積割合 (%)	保安林 面積割合 (%)

コウモリ ハイ リスク種 の生息地 の有無	希少鳥類の生息地の有無				
	イヌ ワシ	クマ タカ	オシロ ワシ	オオ ワシ	チュウ ビ

最新事業名称（仮称）	都道府県	最大 総出力 (kW)	最大 基数	主事業者	アセス 段階	植生自然度 9 面積割合 (%)	植生自然度 10 面積割合 (%)	保安林 面積割合 (%)	特定植物 群集 の有無	保護林・ 緑の回廊 の有無	自然 公園 の有無	コウモリ ハイ リスク種 の生息地 の有無	希少鳥類の生息地の有無						鳥類 センシティブ エリア マップ との重なり
													イヌ ワシ	クマ タカ	オシロ ワシ	オオ ワシ	チュウ ビ	タン チョウ	
家谷管内風力発電事業	北海道	60万	150	ユーラスエナジー ホールディングス	配電書	30	5	45	有	保護林			有	有	有	有	有	A1	
古平・仁木・余市ウィンドファーム事業	北海道	25,88万	64	関西電力	配電書	95	2	100					有					A3	
みちのく風力発電事業	青森県	60万	150	ユーラスエナジー ホールディングス	配電書	75	0	60以上	有		国立 第2種	有	有	有				A3	
駿川地区風力発電事業	岩手県	23万	55	グリーンパワー インベストメント	配電書	3	0	95		緑の回廊	国立 第2種	有	有	有		有		A3	
西久居風力発電事業	徳島県	43.92万	72	インベナジー・ジャパン	配電書	10	0	20	有	緑の回廊	国立 第2種		有	有		有		A3	
宮城山形北部風力発電事業	宮城県・ 山形県	30万	90	グリーンパワー インベストメント	方法書	5	0	85	有	緑の回廊	国立 第2種		有	有				A3	
美浜新庄ウィンドファーム発電事業	福井県	10.5万	25	グリーンパワー インベストメント	方法書	50	0	不明					有	有	有	有		A3	
三重松阪道ウィンドファーム発電所	三重県	25.1万	60	リニューアブル・ジャパン	配電書	5	0	5	有		指定第2種・ 国立第3種	有	有	有				A2	
JRE徳野風力発電事業	岡山県	9.24万	25	ジャパン・ リニューアブル・エナジー	方法書	3	0	95					有	有				A3	
垂水風力発電事業	鹿児島県	19.2万	32	ユーラスエナジー ホールディングス	方法書	30	0	10	有			有	有					C	

表3. 特に自然環境への影響の面で強い懸念のある陸上風力発電計画10件（NACS-J ホームページより）

「宗谷管内風力
発電事業」（面積

その根拠となる、その全国ワ
ースト10の表と評価をご紹介します。

二、「全国ワースト2!!」 何故？

それが、どう配慮しようにも、
配慮しようがないほぼ100%原
生林に、64基もの超大型風車を建
設可能とするのか。誰の目にも明
らかに無理無謀な計画。
**環境相から中止を含む抜本的見
直しを求めているにも拘わらず、
押し通そうとしている。**住民は、
その裏側の抗争を知る由もない。

記事によると、NACS-Jは
関電に対して、
「真に持続可能な再生可能エネ
ルギー推進のため、生物多様性に重
要な地域を避けるべきだ」と全面
建設中止すべきを求めたが、関電
側は「環境保全に十分配慮してい
ると評価していただけるよう事業
計画を検討する」に止まった。



Wikipedia より

保安林は、森林法によって定められた森
林の一種。木材生産ではなく、水源の保持・
土砂災害の防止・生活環境の向上などの森
林が持つ公益的機能を重視し、機能を発揮
することを一般の森林以上に期待された特
別な森林である。

① 仁木余市古平の全体計画地の面積
割合が、**自然度9が95%、自然度
10が2%、計97%も原生林で占め
られている。**

は東京23区の2倍以上で南北150kmもあ
る広大な地域で150基の計画で、地域内は
保護林や多数の絶滅危惧種の生息が予想され
るにも拘わらず、どの場所に事業を実施され
るか示されておらず、これでは正しい環境影
響評価は行えず、そもそも環境配慮書の体が
成り立っておらず、範囲を絞り再作成の必要
があるという危うさのため1位にあげた。
その上で、2位の関電による仁木等の風力
事業計画については、全国何百もの風力案件
を見てきた立場としても、**ほぼ全域が保安林
100%などという内容は他に類例を見ぬ唯
一の区域で、その植生自然の点においてこの
計画は1番酷い、実質のワースト1である**
**こと」に次ぐこの事業。何と、6
位までが、環境立県、北海道・東
北で占められている。（右頁下）**



林野庁 HP より

「**緑の回廊**」は、自然生態系の保護に関する生態
学の用語であり、ヒトの生活圏によって分断された
野生生物の生息地間をつなぎ、主に動物種の移動を
可能とすることで生物多様性を確保するための植物
群落や水域の連なりを指す。人工的に設けられたも
のを指す場合が多いが、同様の効果を持つものなら
ば意図せず形成されたものに対しても用いられる。

原生林は、ある程度昔か
ら現在まで、伐採や災害な
どによって破壊（森林破壊）
されたことがなく、またほ
とんど人手が
加えられたことのない自然のまま
の森林をさす。それらが一切無い
ものを原始林というが、それに準
ずるものである。



② 水源確保や土砂災害防止のため
に伐採が規制され、建設には国や
知事の指定解除が必要な**保安林が
100%。**
③ 希少生物の生息地の有無では、**全
国に500羽しかない天然記
念物の絶滅危惧種「イヌワシ」が、
ここ一帯に生息している。**

イヌワシ（タカ目タカ科
イヌワシ属）

1965年に天然記念物に、93
年に種の保存法施行に伴い
国内希少野生動植物種に、
また動物愛護管理法の特定
動物に指定されている。



Wikipedia より



これほど、**自然性が確保されて
いる広域面積の候補地も稀で全国
随一の稀少地なのだ。**
**生物多様性、動植物から微生物
の果てまで保全する目的の「緑の
回廊」を取り崩してまで、何故敢
えて計画を強行せねばならないの
か。明らかに、自然に対する配慮
が全く欠けていることは一目瞭然
なのだ。**

1位3位の「株式会社ユーラス
エナジーホールディングス」は、
完全に「豊田通商(中国)有限公司」
の子会社であり、強引で確信的
な手法の企業。過去10年で50件の

事業者名	順位	指数	解析対象 計画数
株式会社ユーラスエナジーホールディングス	1	58.0	30
株式会社グリーンパワーインベストメント	2	56.1	14
インベナジー・ジャパン合同会社	3	55.8	7
コスモエコパワー株式会社	4	53.1	14

(NACS-I ホームページより)



出典：グリーンパワーインベストメント

四、情報公開と生物多様性の保全

上記の理由の他に、NACS・Jは、役場だけ昨年6月の1か月間のみ縦覧できた「環境アセスメント」の図書資料が、何故常時、情報公開されないのか、何故我々市民の目に晒さらされないのか、何故議論の論拠を隠すのか、疑問を呈している。当然である。不正を暴かれ、指摘されるのを恐れる余り、隠蔽していると思えない。そして、それを許諾している国の制度の在り方も問いたい。

持続可能な再生エネルギーであるならば、何故、生物多様性を永続的に保全しようとする住民との



余市町豊丘地区奥地保安林地帯

五、世間常識を外れた関電の対応

合意形成に道を開かないのか。
その為の話し合いの場を、何故
持てないのか。何故避けるのか。
何故、約束を反故に出来るのか。
何故、それが正々堂々と罷り通つ
て、許されるのか。

関電は、22年9月の会からの説明会開催要求書に対し、翌月20日付けで、再生可能エネルギー事業本部から「**農閑期での開催を約束する**：。」との紙面文書を送付されて来たにも拘わらず、未だに開かれていない。再びと今は農繁期。

この町民との約束を、いとも簡単に破る企業の体質は、毎月のよ



説明会要請への関電からの
回答文 (2022/10/20)



カルテル事件の発端は関電
(2023/3/31 付け読売新聞)



この銀山の尾根伝いに 10 基建つ

うに報道される関電の不祥事が、
そのまま反映されている。

その不誠実な姿勢が、到底自然
への畏敬や保護や育成という愛護
の心を持つはずもないのだ。自然
再生という美名に隠れた利権悪徳
業者というも憚^{ばか}らない。道も、町
も、住民も、何故安易に同意出来
るか。何か表沙汰にできない裏交
渉があったのだろうか。

六、関電に「計画段階 環境配慮書に関する意 見書」

ちなみに、日本自然保護協会は、
昨年6月30日、関電に対して「計画
段階環境配慮書に関する意見書」
を提出している。その内容は、具
体的に植生物、植生域を示して迫
るものである。

「今後の課題と提言」

そして、今回のレポートの結論
も6月の「意見書」と同様として、
事業者に対して次のように述べて
締めくくられている。

2022年6月30日
関西電力株式会社御中

(仮称) 古平・仁木・余市 ウィンドファーム事業 計画段階環境配慮書に する意見書

〒104-0033 東京都中央区新川1-
16-10 ミトヨビル2F
公益財団法人日本自然保護協会
理事長 亀山章

日本自然保護協会は、自然環境と
生物多様性の保全の観点から、北
海道古平町仁木町、余市町および
共和町で計画されている(仮称)古
平仁木・余市ウィンドファーム事
業(事業者: 関西電力株式会社、最
大総出力: 268,800kW、基数:
最大64基)の計画段階環境配慮書に
して意見を述べる。

本事業は下記のような懸念
があり、生物多様性の喪失など
の自然環境面での多大な影響が
予測されることから、事業計画
を中止するか、事業実施想定区
域の抜本的な見直しが必要であ
る。(赤字・傍線は筆者付)

1、事業実施想定範囲のほ
ぼ全域が自然度9と10のエ
リアである

事業実施想定範囲には、風力発電
機の設置想定範囲の尾根部を中心
に植生自然度9のエゾイタヤーシ
ナノキ群落などが広範囲に分布し、
一部の稜線東側の風背斜面には植
生自然度10の高径草原群落が分布
する。事業実施想定範囲の東寄りの
ルベシベ山(793.1m)には
マイクロウェーブ反射板があり、
ルベシベ山よりも東の稜線沿い
には登山道が存在するが、ルベシベ
山の西側には、既設の登山道も林
道も存在しない。そのため、風力発
電機を設置するためには、工事用
道路を新設する必要がある、広範



囲の土地の改変および立木の伐採が予想される。事業実施想定範囲は、自然林が広範囲に分布する西側の積丹半島中部と東側の余市岳との間に位置し、同地域の森林が失われることで、自然林の連続性が失われることが懸念される。

このような自然環境面で重要な森林を広範囲に開発する行為は、自然環境保全上、行うべきではなく、そもそも本地域に建設を計画した事業者の見識が問われる。

2、道指定の余市鳥獣保護区の余市特別保護地区

事業実施想定範囲内には、稲倉石山東側の余市鳥獣保護区および余市特別保護地区が含まれる。鳥獣保護区は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域であり、特に特別保護地区を事業想定範囲内に



含めたことは、自然保護上の問題が大きい。森林に生息する鳥獣の保護を目的とした余市鳥獣保護区および余市特別保護地区を事業実施想定範囲からは除外すべきである。

.....以上

よって以上のNACS-Jの結論は、住民との十分な話し合いの場を設けることが喫緊の課題であることを提言している。それを等閑にして、未だに一度の町と町民との集会も、町長が約束した説明会も開かれていない。それに反し、事業者は、粛々として計画を進めている。この停滞した状況を、国は、道は、町は、どのように打破して行くのか。

この発表に前後して、青山繁晴参議院議員の経済産業委員会の質疑に対して、国の最終責任管轄、経産省における西村大臣の答えを傾聴したい。

七、「緑の回廊」青山議員国会質疑

3月17日、青山繁晴議員が、【経産産業委員会】の国会質疑にて風力発電のことに言及している。

(出典及び画像・<https://www.youtube.com/watch?v=lvx0dneUuq46c>)

Q: 青山繁晴議員

再生可能エネルギー、森の中の風力発電の問題について。かつて岩淵議員が、「再エネだから、風力発電が皆イイ訳ではなく問題がある」と請求されまして、党派を超えて、大変感激しました。党利党略ではなくて、国益を踏まえて言っています。

今回、ショッキングな事実を申し上げなければいけないのは、日本には国有林という保存されている森林がある訳ですけど、その中に国策として「緑の回廊」ってあるんですね。これが、一般に知られているかはどうか、あまり知られていないと思うのですが。「回廊」という意味は、森の中では野生動物は、動かないといけない。渡り鳥だけではなくて、森の中では、野生動物は自分たちのルートを使って動く訳ですよ。

「緑の回廊」というのは、国有林、日本の森林の中でも、野生動物の動くルートが一番確保しようという事なんですよね。所がですね、そこに課長レベルの通達で、「緑の回廊」に大型の巨大風車が、大量に設置して良しというのが行われていて、それが、実は農水省の資料を見ますと4力所あるんですよ。具体的に言つと、宮城の奥羽山脈の尾根筋の水の確保が一番大事な部分で、風車は尾根筋に横に並べて、大量に設置して良しとする、通達を出している。

これが奥羽山脈で言う150基、同じ青森県の尾根筋で言うと130基。工事で行われているところをドローンの写真で見ま



風の 新の り

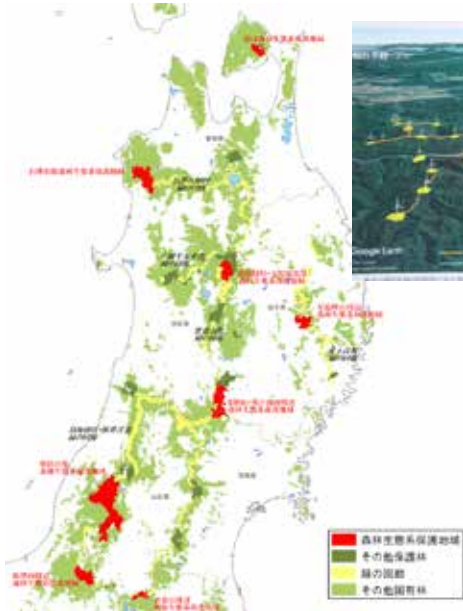
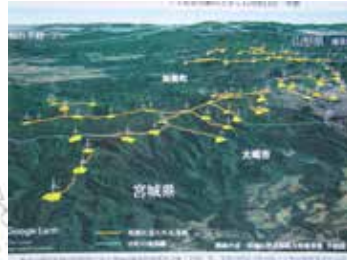


緑の回廊（コリドー）イメージ図



日本共産党の岩渕友議員。大規模な風力発電施設の集中立地は地域と共生できないと指摘し、事業の中止を迫りました。

出典：中部森林管理局 HP より



出典：東北森林管理局 HP より

すと、言葉を失うような無残な状況なんです。

「これ一体何をやっているのか」という事で、今日は委嘱審査であつて、農水省に無理にお願いしていただけなかったんですが、所管違いではなくて、このように風力発電のマイナス面の自然破壊を助長悪化させる行為は、エネルギーの担当官庁である経産省も当然、正當に関与されるべきだと思います。西村大臣の考えをお聴きたいと思います。ちなみに、これ、国会審議が行われていないですよね、この通達について。西村大臣よろしくお願ひいたします。

A：西村経産大臣

再生可能エネルギーは共生、環境の保全など初めてです。前提に再生エネを最大限導入して行くという事、36%、38%、2030年の実現に向けて取り組んでいるところです。風力発電についても2030年5%拡大するという事で、ご指摘のように共生、環境配慮を行う事の前提で、設置の立地を促すことが重要であります。ご指摘の「緑の回廊」でありますけど、事業者の中には、その活用を求める一方で、野生動物移動経路確保のために林野庁が設定しております国有林内での区域であることから、再生エネの設置に際しては、事業者が環境影響評価手続きを行い、適切な



緑の回廊（出典：中部森林管理局 HP より）



環境配慮を講じているかを林野庁は確認した上で、当該区域の貸し付けを行うことがされています。

①現時点で「緑の回廊」で計画されている再生エネ事業への貸付許可が出た案件はないと承知しております。

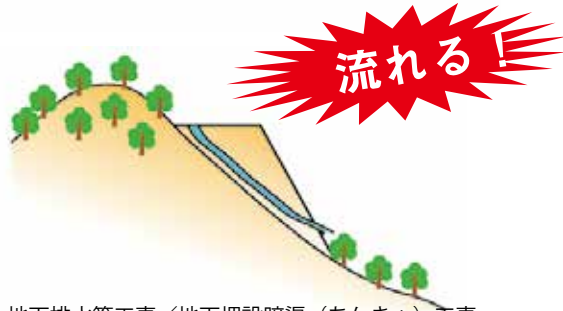
②「再生エネ特措法」においては、環境法令順守を事業者に求めていますので、仮に貸付許可取得前に事業を始めるなど環境法令違反、順守違反が認められたなら、認定取り消しなど含めて厳正に対処して行きたいと考えております。

③なお、現在認定済みのご指摘の4案件でありますけど、国有林地の貸付許可は現在未取得であることを認識しております。

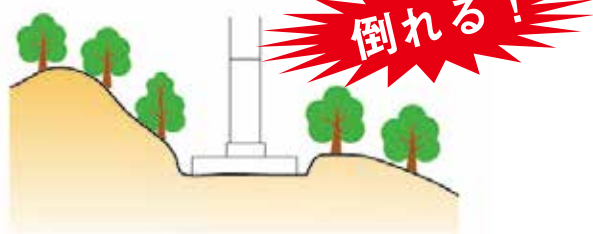
④引き続き、国有林野法など関係法令に基づく手続きを、その状況をしっかりと把握した上で厳格に対応したいと考えております。



盛土（もりど）工事



地下排水工事／地下埋設暗渠（あんきょ）工事



切土・盛土・大型土のう工などを行い整備していく



www.denka.co.jp



www.biz.ne.jp



www.youtube.com/watch?v=C-qSH_e66T8

Q: 青山議員

今の大臣のご答弁を、敢えて自分の言葉に置き換えると、「おかしいことの前には、経産省は、自分の前に立ちほだかる」と理解しましたので、そこは、まさしくお願いしたいと思います。私たちは超党派で現場を見るべきだと思います。岩淵議員のご質問にあった事を含めて、例えば、山の中に風力発電を作ろうと思ったなら、当然、機材を運ぶ道路が必要であります。その道路は、とても狭いのですという報告がなされています。実際の道路を建設するためには、何倍もの山の中を切り拓いて、見ると無残なもので、その為に地崩れが現実起きております、何力所も何力所も。日本は水の国でありますから、それを自ら破壊する行為に、政府も関与しているというのは、「再生可能エネルギー万能論」というのは、いわば大きな間違いを生むし、日本は森が豊かなだけに、どうしても感覚が鈍い。チョット位削っても大丈夫だろうという観念がおかしいと思うのです。（後略）

八、認められない今回の事業計画

西村経産大臣の答弁の中で、あえて番号を振った①と②において、「古平・仁木・余市ウインドファーム事業」は、自然度や稀少野生動物生息の観点からも、当然経産省としては、該当に当たらず、認められない。仮に、町が「保安林解除」を道に申請して、工事を行ったならば、環境法令違反、順守違反で、認定取り消しという処罰を受けることになる。③の国有保安林100%の山頂の尾根伝いに、貸付許可が出ることは、到底有り得ない。

既に、昨年8月23日において、経産省は、関電に対して、5日の環境相に続き、厳しい意見書を詳細に4ページに亘り、次項のとおり述べている。題目のみ列挙すれば。

（「仁木風」HP、「今日までの足跡」参照）

1、総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

- (7) 景観に対する影響
- (6) 植物及び生態系に対する影響

- (5) 鳥類に対する影響
 - (4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響
 - (3) 風車の影に係る影響
 - (2) 水環境に対する影響
 - (1) 騒音に係る影響
- ## 2, 各論
- (5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明
 - (4) 事業計画の見直し
 - (3) 環境保全措置の検討
 - (2) 累積的な影響



(8) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

以上の検討の経緯及び内容について、「方法書」以降の図書に適切に記載すること、関連電に到達している。

九、道新、G7「環境相会合」に一石

さる4月22日、仁木町での第11回目の学習会。「小樽余市周辺の地形と地質の特徴―地質災害に備えるために―」と題して、北海道教育大学・岡村聡名誉教授、地質調査士・石崎俊一、石井正之氏の三者による講演会があった。その詳細は次号に譲るが、早速道新は、国の政策の在り方に対して意見を呈していた。

〈小樽後志〉風力発電地域 見据えた対話を

北海道新聞 WEB サイト／つれづれ@余市支局 2023年4月21日付
札幌で先進7カ国（G7）気候・エネルギー・環境相会合が開幕した



15日、仁木町内で風力発電に関する勉強会があった。市民団体「仁木町の風力発電を考える会」のSTOP P風車学習会。小樽や余市、仁木周辺で進む計画について、専門家3人が周辺の地形や地質について講演、約50人が意見交換した。

道教大の岡村聡名誉教授は「**計画地は地滑りが多発した場所。大規模な風車建設が誘発する危険性がある**」と指摘。主催者からは事業への反対署名が**1万5900筆**を超えたことも紹介された。

地球温暖化防止や今後の経済成長の鍵を握るとされる再生可能エネルギー。道内は風力発電を中心に新規参入計画が相次ぐ。ただ計画を巡っては各地で住民との摩擦が生じているのも事実だ。考える会は**計11回**の勉強会を通じて知識を深め、瀬川裕



4月15日仁木町民センターにて第11回学習会。

人代表は「住民の反対を押し切って巨大な風車を建てる意味はどこにあるのか」と訴える。
環境相会合では再エネ推進がうたわれ、道と札幌市は脱炭素エネルギー基地として世界に貢献することを誓った。
であれば住民理解は不可欠のはず。
地域を見据えた対話が求められる。

(伊藤圭三)

形だけのG7と環境相。今更、何の意義があるのか。世界は、真剣に自然環境に向き合っていない。一皮むけば、再エネは利権ビジネスであって、真に自然も環境も美名だけが往来しているに過ぎない。欧米は、現実には再エネの無力を知ったのだ。風力もソーラーも、既に遺跡と化している。その在庫処分、日本が利用されているのだ。日本は草刈り場、ゴミ捨て場。何故、世界総がかりの日本取り込み、追い落としに気付かないのか。即、目を覚ましたし。

十、「洋上風力の凋落！」やがて、日本も

突如、22日付の「日経」に、不穏なニュースが流れた。洋上風力の世界最大手デンマーク「オーステッド」社に陰りが見えてきたのだ。

原材料高騰とコスト負担。そして、売電価格下落により株価はピーク時の半値。

皮肉にも、米エクソンモービルなどの化石燃料組が、3割増収。

脱炭素投資は2割減少。ドイツの為体を見よ。

この世界的潮流は、歯止めが効かない。最早、時代の花形でも、成長株でもないのだ。間もなく、この激震は日本をも直撃するだろう。

予測したとおりである。化燃のバックアップ電源なしの風車は元より脆弱なのだ。

風車は、脱炭素でも、温暖化防止でもない。ただの利権屋の投資ファンドに過ぎない。

十一、他山の石とすべき留寿都村の失態

突然、知人の長谷川裕崇氏から一通のメールが送付されて来た。それによると、

「保証人のいない契

洋上風力、脱炭素波高し 最大手オーステッドの誤算

記者の目

稼ぐ力、化石燃料に見劣り

くい情勢にある。

オーステッドは化石燃料から再エネへ業態転換した教科書的な存在だ。その会社ですら脱炭素と利益の両立に苦しむことの意味は小さくない。

特に日本では洋上風力

引き・償却前損益）は22年12月期通期に320億（6000億円強）と3割増えたが、直近の22年10～12月期は2割近く減った。洋上風力事業が同6割減った影響が大きい。23年12月期も全体で減益を見込む。

背景にはコスト負担の重さがある。大型化が進む洋上風力発電所は施工・運営の難易度が増し、適切な人やコストの維持が課題になっていた。その間に原材料高が直撃。発電に不可欠な風力タービンなどの調達価格が上昇している。一方で売電価格は下落傾向だ。景気減速を背景に、同価格の引き上げは受け入れられに

洋上風力発電の世界首位、デンマークのオーステッドに逆風が吹いている。洋上風力は持続可能なエネルギー源として需要が拡大しているが、株価はピークの2021年1月の半値だ。「巨人の誤算」は脱炭素投資を強める日本勢にとっても対岸の火事ではない。

業績は足元で減速傾向にある。稼ぐ力、化石燃料にある。稼ぐ力、化石燃料にある。稼ぐ力、化石燃料にある。

背景には稼ぐ力の違いがある。オーステッドの22年12月期の純利益はドル換算で約22億ドル（約3000億円）だが、エクソンは557億ドル、英シエルは423億ドルと桁が違ふ。景況感の悪化などで余裕のなくなった投資家が再び、高いリターンを見込める化石燃料へ資金を移している。

目先の利益か、崇高な環境対応か。オーステッドの苦悩は脱炭素社会へ進まざるを得ない企業やステークホルダーに改めて問いかけている。

（GXエディター 外山尚之）



「配慮欠けた」村長陳謝

留寿都

【留寿都】場合八村長は15日の定例村議会一般質問で、米田系発電会社のインベナジー・ジャパン合同会社(東京)が村有地の山林で計画している風力発電所建設を巡り、村が2015年に同社と交わした合意書について、議員から当初説明がなかったと指摘され「配慮に欠けていた」と陳謝した。

計画では賈賀別山(マウンテンイッラ)の南東約300mの山林19haに高さ157mの風車18基を設置、23年の運転開始を見込む。同山でルツツリゾートスキー場を運営する加藤観光(札幌)は「山頂からの景観を損なう」と反発している。

インベナジー・ジャパンによる風車の設置候補地



(村への説明資料から作成)
村長は「説明に足りない点がある」と認め、村に謝罪した。

2018年6月16日付け北海道新聞より

「約書の取り交わし」の実態が露わになった、という。これも留寿都村で起こった風車問題のとてもない顛末だった。ルツツ高原スキー場の約19万㎡の山上に風車15基を建設し、前述のワースト・トップ3(4ページ)外資の合同会社「インベナジー・ジャパン」に25年間貸し出すという契約を交わし、事業を開始。村は、僅かの地代と20

年で10億円の寄付に目が眩んだのか。ところが、事業者の常套手段、倒産と投資ファンド目的のSPC(合同会社)への転売に依る責任逃れ。貸借人の責務履行の連帯保証人に署名捺印が無く、社名には保証人が存在していなかった。違法の契約書を取り交わしていたのだ。何という

(B) 令和4年(2022)9月1日(木) 札幌/厚別・清田・栄通 月刊何でも特選隊

ルツツの山の上を 外資が25年間の借地、風力発電認可に異議

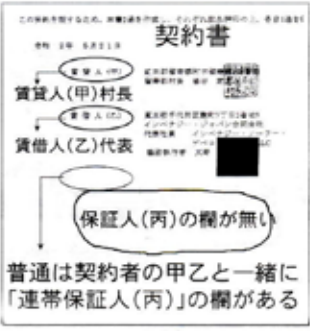


訴訟を提起した 長谷川裕崇さん

留寿都村のルツツ高原スキー場は支笏洞爺国立公園に囲まれた希少な生態系と優れた景観を持つ。村はこの山頂に高さ157mの風車15基を建設し、風力発電事業を行う外国企業に25年間、約19万㎡(5万7千坪)を貸し出す契約を結んだ。

農業研修のため知人の縁で長谷川さんが留寿都村を訪問した時に、誘致賛成派と反対派が真っ二つに分かれ村長リコールなどの騒動になっていた。この件を知った。

「外資に25年間の地上権は土地を売り渡すに等しい事だ、何とか止める方法はないか。保証人の無い違法な契約書」



貸借人が万が一(倒産した等)の場合に債務の履行を行う連帯保証人をつける」と法律で定めているが、契約書には連帯保証人が署名、捺印する欄がない。どういうことだ?と情報公開を請求するとA4判の紙に「連帯保証状」と書かれ、代表者では無い副社長の氏名が。これは奇妙だ、とさらに、原文英語(以下)に経済産業大臣が環境アセスメントの手続きを確認した。

杜撰さ。将来予測した事件が、しかも道内で既に起こっていたとは。工事申請は、村長から道知事へ、そして経産大臣への手続き完了。先の大臣の答弁も甚だ危うい。言葉で上辺を繕うが、実態は隠れていた。長谷川氏が大臣へ、確定通知無効の訴状を出したが、札幌地裁では却下の判決。全部不服としてさ

らに札幌高裁に控訴。しかし、令和4年12月9日判決言渡しがあり、控訴棄却の原告敗訴となった。かくも、目の行き届かない所で、不正が尤もらしく罷り通っているのだ。

正に特措法のザル法と課長クラスの言判で、公共事業は施行され、最後は、自然が泣き、国民が泣く。山上の風車を撤去するのは村。一基3億。15基で45億を支払うのは村民なのだ。何処にその財源があるというのだ。今の国のありようは、救い難い。

仁木町も、余市町も、古平町も、留寿都の二の舞いとならぬよう、首長は以て他山の石とすべきだ。

十三、仄かに明かりが

この4月19日（水）13時半より、役場「委員会室」にて、さる3月22日（水）に付託された陳情書の『今後の審査の進め方』を、委員及び横関議長、計9名出席の許「総務経済常任委員会」が執り行われた。その際、傍聴も許され、こちらか

ら10名ほどが出席した。いよいよ、風車問題が、公的に取り上げられた最初。第一関門であった。

- ① 町側への資料要求について
- ② 町側への出席要求について
- ③ 参考人の意見聞き取りについて
- ④ 議会の総務経済常任委員会日程について

① 町側への資料要求について
配慮書に開する

・仁木町、余市町が道知事へ提出した意見書とその回答（下記文書「今日までの足跡」参照）

・自然保護団体からの意見書（P参照）

・経済産業大臣からの意見書（P参照）

・町で対応してきた事項について、どのような対応をしてきたのか時系列に沿ってまとめる

② 町側への出席要求について

・町長、副町長、総務課長、財務課、住民環境課長、教育長（関係する課の



課長）

③ 参考人の意見聞き取りについて

・陳情書の主旨説明と意見聞き取りを行う
・参考人は代表ほか2名の計3名
さて、来る5月11日は、会側から3名出席して「意見聞き取り」

についての主旨説明

■ 議会だより

風力発電の陳情を委員会付託◇仁木町 定例会は22日再開し、予算特別委に付託していた2023年度一般会計予算案など議案10件、発議1件、意見書案3件を原案通り可決。関西電力が計画中の風力発電事業「（仮称）古平・仁木・余市ウインドファーム」に関し、住民有志でつくる「仁木町の風力発電を考える会」が提出した陳情について、総務経済委に付託することを決め、開会した。

北海道新聞 2023年3月23日付けより

が行われる。我々の声が、初めて会議場で響く記念すべき日になる。傍聴可能。

まさに全国「ワースト2」の汚名を晴らすべく、仁木町議・町民一丸となって、健康で賢明な町の再建作りに邁進せられんことを。

統一地方選挙、新たな「町議選」も、七月から始まる。

仁木町議会 令和4年第1回定例会 第27回定例会 議案第1号 風力発電の陳情を委員会に付託する件について（一部）

令和4年8月17日（水）第27回定例会 第27回定例会 議案第1号 風力発電の陳情を委員会に付託する件について（一部）

1. 本事業について町民の理解が十分にあると、丁寧な説明と調査を徹底させること。

2. 本事業により発生する住民負担（環境影響等）を軽減するため、町民の負担を軽減するための対策を講ずること。

3. 本事業により発生する住民負担（環境影響等）を軽減するため、町民の負担を軽減するための対策を講ずること。

4. 本事業により発生する住民負担（環境影響等）を軽減するため、町民の負担を軽減するための対策を講ずること。

5. 本事業により発生する住民負担（環境影響等）を軽減するため、町民の負担を軽減するための対策を講ずること。

6. 本事業により発生する住民負担（環境影響等）を軽減するため、町民の負担を軽減するための対策を講ずること。

令和4年8月17日、佐藤仁木町長が、鈴木道知事に提出した「計画段階配慮書」についての回答。（「仁木風」HP「今日までの足跡」参照）